明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九）　一

〔告　示〕

○労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（**厚生労働**二五）　三

○労働安全衛生規則第四十五条第三項において準用する同令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（**同**二六）　七

○労働安全衛生規則第四十五条の二第四項において準用する同令第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**同**二七）　七

○種苗法第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件（**農林水産**二一五）　七

○出願公表後に名称変更がなされた件（**同**二一六）　七

〔人事異動〕

防衛省　七

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一三

特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会（裁決、弁護士過疎・偏在対策のための特別会費徴収の件中一部改正、日本弁護士連合会会則中一部改正、外国特別会員基本規程中一部改正、全国弁護士会災害復興の支援に関する規程中一部改正、裁判所の処置請求に対する取扱規程中一部改正）関係　一三

地方公共団体
行旅死亡人関係　一三

会社その他　一三

会社決算公告　一三

省令

○厚生労働省令第九号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項及び第百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月二十五日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第四十四条の二第一項中「属する年度」の下に「（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第四十五条第三項中「第四十四条第三項及び第四項」を「第四十四条第二項及び第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第四十五条の二第四項中「第四十四条第三項」を「第四十四条第二項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

様式第五号(2)（裏面）備考5中「第44条第5項」を「第44条第4項」に改める。